

学園紛争を解決・收拾した金子文六博士

中央大学法曹会前幹事長

猪股 喜蔵

人は、その経歴と活動した領域によって、いろいろ評価され、語られるところ、金子文六先生は、強烈な個性派というよりその容貌、すがた・かたちから文字どおり温厚篤実、虚飾のない学究の人、人を惹きつける魅力人間味溢れる慈父のようにイメージされ、生涯そのようなイメージとして映し出され、そこから第一には中央大学開学以来の「学難」とされた大学紛争、学園紛争の正常化・解決・收拾に率先尽力された人として評価される。第二は、先生の人格によって自ら積極的に語りかけたりしなかったためもあって案外知られていないものの、昭和十年代からまた戦後中央大学が法科の中大・中大の法科としての名誉と伝統を不動にした司法試験合格第一位をある期間には二十年間連続して守り続けてきた、その源、ルーツとして学研連、その中核・中心となってきた中央大学玉成会研究室を創設し、約四十年間会長として指導・育成してきたこと、第三には、中央大学野球部長に就任したあと東都大学野球連盟理事長、全日本大学野球連盟常任理事、日米大学野球選手団役員として日米大学野球選手権大会の開催に漕ぎつけ、日米大学野球選手権大会の今日的発展に多大な貢献と寄与をされた異色の評価が

見出される。以下敷衍又は引用して記述する。

(一) 大学紛争時代の金子先生

先生が学長職務代行に就任されたのは昭和四十四年四月であった。当時の大学は、学費値上げ白紙撤回や常置委員会闘争で勢いをつけた全共闘系学生によってバリケードで長期にわたって封鎖されていた。これをいかにして解いて授業を再生させるが緊急課題であったが、その方法や措置をめぐって議論が対立し、執行部はめまぐるしく変わった。封鎖が長引くにつれ大学財政は学費の納入がないため窮迫を告げ、理事会からは一日も早く授業を再開するよう督促をうけた。また、当時の政府は、全国的に拡大した学園紛争を収束させるために大学管理法を制定し、紛争校を廃校にするという強制措置に踏み出した。東京大学の入学試験が一年だけであったが停止させられたのもこの時期であった。

このように金子先生が大学の責任者になられた頃は、大学は内からもまた外からも存廃の危機にさらされた大変な時期であった。当時の大学のなかでは授業再開するに当たっては、何はともあれ学生との合意をとりつけることが必要であるとされ、大衆会見や集会が何回となく開催された。金子先生の面影が脳裏にいまでも焼き付いているのは、四月の末に練馬運動場で開かれた大集会のときのことである。そのときの私はまだ一教員にすぎなかったが、集会の整備担当の責任者を命じられた。大学執行部の方針は授業再開に賛成する一般学生をできるだけ多く会場に入れ、反対派学生の入場を阻止しようとするものであった。当日は朝早くから続々と賛成派学生が集まり、定刻には運動場の中央にも設けられた演

壇で教学執行部との話し合いが開催された。だが話し合いが進行中に反対派学生が大量押し寄せ、入口に設けた関門を簡単に突破し、会場に殺到した。事態は中央演壇の教学執行部を賛成派学生が取り囲み、反対派学生の攻撃から守る形となった。両派の間で小ぜり合いがはじまり、それが段々と激しくなって小石が執行部の席まで飛んでくるという険しい状況となった。怪我人もかなり出たという情報が相次いで入った。一刻も早く「合意宣言」をしてもらいたいという切なる願いで事態の推移を見守る一方、万一の事態に備えてかねて要請していた警備当局に刻々と連絡をするといった緊迫した情勢が続いた。時間がどれほどたったか記憶が定かではないが、ようやく「合意宣言」にこぎつけ、金子先生が壇上からしゃかりした口調でこれを読み上げられた。この状況を私は望見していたが、いまでもこの時の先生の毅然たるお姿を忘れることができない。

あの時代の先生の御労苦を偲び、心からご冥福をお祈りする次第である。

(平成三年九月)

※ この記事は経済学部名誉教授、元本学常任理事土屋六郎先生の「金子先生を偲ぶ中央大学玉成会平成三年十一月三十日発行「玉成第三十八号」金子名誉会長追悼特集号第八ページ掲載記事を引用

(二) 理事長就任と学園紛争の解決について

私は、本年四月一日中央大学学長事務取扱、俗にいう学長代行を命ぜられその職についた。就任した

以上創立以来かつて経験しない深刻な学園紛争の続いている大学の難局をきりぬけ、一日も早く正常化するよう懸命の努力をいたすべきであると考え、そのための対策について、法・経・商・理工・文の五学部長や学生部長等と連日連夜協議会を重ね、何をおいても学年試験の実施、授業の開始を早急に行いたいと念願し、専ら、そのことに全力を傾けた。

学生の就職、育英資金の借受、教職課程の履修、各種国家試験受験資格の取得その他学事が正規に行われねばならないことは、大学の責任で、すでに紛争の端を発した常置委員会問題をはじめ代々木寮その他の諸問題は一応解決し学生の大部分が正規の授業開始を待望していることもあわせ考え、是非事態解決・学事の実施にふみきろうとしたのであるが複雑な学内事情がからみあって意の如くならず、そのうち五鬼上前理事長以下学校法人中央大学の全役員が紛争の責任を負って辞任され、私は五月二十四日の理・監事選考委員会で理事に、また、同月二十六日の理事会において理事長に選任せられた。

かようなわけで、私は、学校法人中央大学の経営陣の一人となり、しかもその代表者の地位に就いたため、大学に課せられている試験の実施とか授業の遂行とかいう、いわゆる学事の消化には直接立入るべきではなく、これらはすべて学長、五学部長以下教学側で専権的に計画し実施すべき事柄として私の職務の外におかれることとなった。かようなわけで、私としては、まず教学側で試験や授業を行うことを決められた場合、それらの学事が支障なく円滑に実施されるための施設その他の関係について準備など学事そのものの以外のことについて万遺憾なきを期することが私の職務となったのである。

いずれにしても紛争のおきている私立の大学が秩序を回復し正常化するためには、教学も経営も、そ

してまた職員も、さらには学生も、ともに一体化となってその実現に努力しなければならないことはいうまでもないところで、このことはわが中央大学においても全く同じで、すべての中大の大学人が心を一にして正常化をはからねばならないし、したがって私は経営者という立場におかれてはいるが、こうした一体観に力強く基礎された総合的努力によって大学の正常化を計ることに忍耐強く頑張ってきた。幸いにして、レポート方式をとらざるをえなかったとはいえ、すでに学年試験も無事終了、九月八日からは全体授業を開始することができ、一部暴力学生による授業阻止の運動が続けられてはいるが、一応軌道に乗り、正常化したというところまでたどりついたのである。

次に、このたび強行採決という異常な方法により成立した「大学の運営に関する臨時措置法」は、動揺し混乱している中でおきている学園紛争から大学を守ろうとするところに主眼をおいており、その立法措置をただ一概に大学の自治を犯し、これに干渉介入するもので、この法律が却って紛争を刺激し、紛争の解決、大学の正常化どころか紛争をより一層深化せしむるという全く逆の結果を招来するものであるとするものもいるが、しかし、現在の大学紛争は、ひろく国家的、政治的、社会的な諸問題とも関連しているところのもので、これが解決には教育制度や教育体系そのものに根本的にメスを入れ、小学校から大学にいたるまでの制度や体系そのものについて、再検討する必要があることを知るべきである。教育は、これを受ける学生をして自らの力で物事を正しく判断し批判し得られるよう充分な知識と教養とを身につけさせることに最も力点を置いて行われるべきものである。

※ この記事は中央大学玉成会会長金子文六先生中央大学玉成会昭和四十四年十一月発行「玉成第十六号」刊行のことば「理事長就任と学園紛争の解決について」の掲載記事を引用

金子先生が、昭和四十四・五年当時中央大学において職掌上の立場にあったとはいえ、長期の泥沼と化し、いつ収束できるか全く見とおしのつかない学園紛争を正常化すべく忍耐強く解決に努力し、異常事態のなかで、中央大学存廃の危機を救ったのは、天性の温厚篤実の人柄に加うるに、若き日のたゆまざる自己研鑽・研究努力と東京地方裁判所に勤務する判事の立場で領事に任ぜられ、中華民国南京日本総領事館、天津総領事館に勤務し、第二次大戦後の昭和二十年八月には総領事に任ぜられ、中国大陆の地にあって、沈着に終戦処理にかかわる外交上及び法律上の難問の処理に当たられ、これらの体験から理論に偏せず現実には流されない観点から実践と理論の統合のうえに立って、立ち塞がる難しい課題の解決をされるという不可思議な力量を発揮したものととして永久に語り継がれるところであろう。

四、そこで中央大学玉成会の創立と全日本大学野球連盟について金子先生自ら記述した回顧の記事を次に紹介する。

「還暦の「玉成会」と全日本大学野球連盟」

私は、昨年十一月の玉成会の総会に先立ち、老齢の故をもって、会長辞任の申出をした、ところが、なお任期が一年残っているので、任期中会長の職にとどまってほしい。副会長が会長に代わって、その職務を代行するからというので、これを諒承した。したがって、今年の「玉成」の刊行のことばを書く

ことはないと思っていたところ、八月の初めに、副会長の猪股喜蔵氏から電話があつて、今年発行の「玉成」三十四号の「刊行のことば」を書いてほしい。なお、私と学生野球についても書き加えてほしい、とのことであつた。そこで、私は、今まで、しばしば記述したり語りあつたりしてきたところではあるが、最後の「刊行のことば」となるので重複はしても、玉成会創立当時のことを憶い、辿りきつたところを回顧し、私と学生野球との関係についても略記し「刊行のことば」とすることとした。

周知のとおり、わが「中央大学玉成会」が創立されたのは、私が中央大学法学部を卒業した昭和二年三月のことで、当時の会員数は、故朝川伸夫、故小倉俊夫君等数名に過ぎなかった。ところが、その後次第に会員数も増加し、室員及び答案練習会員数を合計すると、三百名以上の多数にのぼり、合格者も二十七名に達した年もあるに至つた。そして既に司法試験に合格した先輩会員は六百数十名を数え、法曹会は勿論、政界、学界その他社会の各方面に亘り目覚しい活躍を続け、わが国家社会のために大きく寄与貢献をしている。かようなわけで玉成会創立当時のことを憶いおくと、文字通り感慨無量、胸に迫るものがある。

創立者は、故磯部常治・杉村傳・鈴木清丞の三弁護士と私の四人で、法曹を志して中央大学に学び在學生や卒業生に対し、司法試験に合格しうるよう指導援助し、更に合格した会員は、後輩の受験者会員を指導援助することとし、初代会長に中央大学教授で大学の常任監事をしていた天野徳也先生になつていただいた。先生は、本会に「玉成会」という会名をつけられ、「玉成」とは「艱難汝を玉にする」という意味であると教えられ、また、中央大学総長林頼三郎先生は、玉成会のために「溫其如玉」という

揮毫をして下さったので、玉成会はこれを表装して横額とし、研究室に掲げ、日夜これを仰いで教訓と
している。なおまた天野徳也先生は、「本会会員は、清く、正しく、明るく、直に学徳の自己創造に励
み、太陽の如く、常に、明朗であるように努むべきであるとも教えられた。先生の示された、この自己
完成の指導理念は、わが玉成会員の全人格的指導理念として、玉成会員の間に深く浸透し、受け継がれ、
脈々として生き、伝えられている。

かくして、既に試験に合格した先輩会員相互の間においても、受験勉強中の後輩会員相互の間におい
ても、それぞれ、この指導理念を基調として互いに切磋琢磨している。なおまた、先輩会員は、後輩会
員の指導援助に種々検討工夫を加え、多大の成果をあげ得るよう懸命の努力を続けている次第である。
以上のとおりで、わが玉成会は中央大学の多摩移転という飛躍的發展にあやかるよう、更に、一層充
実発展し実り多きものになるよう祈念している。

次に、私と学生野球との関係についてであるが、私は、昭和二十六年中央大学野球部の部長に選任さ
れ、東都大学野球連盟の常任理事、理事長になったり、日本学生野球協会の常任理事となったりしたが、
昭和四十四年五月中央大学理事長・総長職務代行に選ばれ、大学の責任者となったので、野球部長を辞
任した。ところが、昭和四十九年五月全日本野球連盟会長、日本学生野球協会の副会長に選任せられ、
昭和五十九年五月、既に八十歳を超える老齢に達したことを理由に、この会長・副会長を辞任し、爾来、
全日本大学野球連盟の顧問と、日本学生野球協会の審査室委員となって今日に至っている。

日本の学生野球を規制しているのは、「日本学生野球憲章」で、憲章は、更にこれを誠実に執行する

ため、日本学生野球協会を設け、その傘下に「全日本大学野球連盟」と「日本高等学校野球連盟」を置いてこれを管理している。全日本大学野球連盟は、毎年全日本大学野球選手権大会と日・米大学野球選手権大会との二つの大会を実施しており、前者はその年の日本の大学野球の覇権獲得を目ざして試合をするもので、後者は、その年の日米の大学野球の覇者を中心として編成した日・米大学野球チームが試合し勝敗を争うものである。日・米大学野球世界選手権大会は、昭和四十七年に開始され、日米両国交互に開催されており、日米両国の大学野球の振興をはかり、野球を通して両国及び両国民の友好親善を深める上に大きく貢献している。さらに、一般の関心も年毎に深まり、マスコミの報道も盛んで、既に、両国民の間に完全に定着している。私は、全日本大学野球連盟会長として、その在任中これらの野球大会の組織委員長兼大会会長として、その運営管理に当たっていた。

中央大学玉成会昭和六十二年十一月「玉成」三十四号「玉成のとびら」

玉成会会長 金子文六「刊行のことば」掲載記事を引用

中央大学名誉教授 法学博士 金子文六先生略歴

明治三五年（一九〇二年）	九月	六日	山梨県塩山市に生まれる
大正一五年（一九二六年）	二月		高等試験司法科合格
昭和二年（一九二七年）	二月		中央大学に玉成会研究室を創立
同年	三月		中央大学英法科卒業
同年	五月		司法官試験補拝命
昭和三年（一九二八年）	二月		東京地方裁判所・同区裁判所・同検事局で実務修習
昭和四年（一九二九年）	二月		判事に任ぜられる
昭和五年（一九三〇年）	二月		福島地方裁判所勤務
昭和七年（一九三二年）	五月		仙台地方裁判所勤務
昭和八年（一九三三年）	六月		司法研究員を命ぜられる
昭和一〇年（一九三五年）	四月		横浜地方裁判所勤務
昭和一一年（一九三六年）	六月		東洋大学講師
昭和一四年	九月		東京地方裁判所勤務
昭和一四年（一九三九年）	九月		東洋大学講師辞任
昭和一七年（一九四二年）	五月		領事に任ぜられる
昭和二〇年（一九四五年）	八月		中華民国南京日本総領事館勤務
昭和二二年（一九四六年）	九月		中華民国天津日本総領事館勤務
			判事に補せられる
			東京地方裁判所勤務

昭和三年（一九四七年）	三月	東京控訴院勤務
同年	四月	東京控訴院部長判事辞職
同年	一〇月	中央大学法学部講師
昭和三年（一九四八年）	四月	弁護士（第一東京弁護士会）登録 第四四四五号
昭和四年（一九四九年）	四月	中央大学法学部教授
昭和五年（一九五〇年）	五月	東洋大学講師
昭和六年（一九五一年）	四月	日本民事訴訟法学会理事に就任
昭和七年（一九五二年）	四月	中央大学評議員（昭和四十七年五月まで）
昭和八年（一九五三年）	三月	日本学術会議関東地方区選挙管理委員会委員
同年	八月	中央商科短期大学講師辞任
昭和九年（一九五四年）	五月	東洋大学講師辞任
同年	十一月	東都大学野球連盟理事・常任理事（昭和四十四年五月まで）
昭和三年（一九五八年）	二月	中央大学玉成会会長（昭和六十二年一〇月まで三三年間継続）
		同名誉会長就任（終身生涯 平成三年五月二五日まで）
		全日本大学野球連盟理事
		財団法人日本学生野球協会評議員・理事
		東都大学野球連盟理事長
昭和三十七年（一九六二年）	三月	法学博士の学位を授与せられる
同年	四月	イタリア国ヴェネチアで開かれた第二回国際民事訴訟法学会ならびに西ドイツ
昭和三十九年（一九六四年）	二月	国西ベルリン市で開かれた民事訴訟法会議に日本国代表として出席
昭和四一年（一九六六年）	一月	全日本大学野球連盟常任理事
		中央大学附属高等学校校長兼任を命ぜられる

同 年	七月	最高裁判所一般規則制定委員会委員を命ぜられる
昭和四四年（一九六九年）	四月	中央大学学長取扱を命ぜられる
同 年	五月	願により中央大学学長取扱及び中央大学附属高等学校長の職を解かれる
同 年	四月	学校法人中央大学理事、理事長に選任される
同 年	六月	同 総長職務代行に選任される
同 年	六月	私立大学連盟理事、常任理事ならびに大学協会評議員に選任される（昭和四七年五月まで）
昭和四七年（一九七二年）	一月	昭和四七年度日米野球世界選手権大会運営委員
同 年	一月	アマチュア野球国際委員会委員
同 年		社会人野球連盟連絡委員
同 年	三月	日本公証法学会監事
同 年		明治神宮野球場専門委員
同 年	五月	中央大学理事長・理事長任期満了により退任、同時に総長職務代行を辞任
同 年	六月	中央大学学員会法曹会顧問就任
同 年	七月	日米大学野球世界選手権大会日本選手団副団長
昭和四八年（一九七三年）	一月	日米大学野球世界選手権大会最高委員会委員
同 年	三月	中央大学教授を定年退職
同 年	四月	中央大学名誉教授の称号を授与される
同 年	一月	勲二等旭日重光章受章
平成 三年（一九九一年）	五月	二五日 神奈川県大磯町東町で死去（享年八八歳） （中郡大磯町東町二丁目一二六 金子浩通）遺族先
同 年	六月	叙位 従四位に叙せられる

菊地養之輔の足跡

日野 市朗

菊地養之輔先生は、宮城県名取郡玉浦村の出身である。

出生は明治三二年で、昭和五八年一月五日没した。

先生は、農家に生まれ、高等小学校卒業後、代用教員となり、準教員となったが、文学を志し上京。教員として勤めながら、勉学に励んだ。このころ、東京から郷里まで、徒歩旅行をし、「徒歩一百里」なる旅行記を、地元新聞である河北新報に書いている。

その後、中央大学の門をくぐり、大正一〇年、弁護士試験に合格した。

先生は、仙台市で弁護士を開業したが、正義感の強い先生は、政治に強い関心を持ち、政治研究会に参加して、その有力メンバーとして政治活動を行うようになった。

はじめは、戦前の労農党や日本農民組合といった左翼政治団体の顧問弁護士として、小作争議や、労働争議の弁護にあたっていたが、昭和四年には、宮城大衆党の結成に当ってその中心的役割をはたし、その委員長に就任することになった。

以後、先生は左翼無産運動の道を、ひたすら突っ走ることになる。左翼無産運動に対する弾圧に厳しい時代のこととて、弾圧に抵抗しながらの運動は、容易なものではなかったと思われる。

弁護士の仕事から、収入は得ていたとしても、経済的にも、容易ではなかったようだ。先生の後日談によれば、何度か破産申し立てを受けたとのことであるが、どうやってその苦境を乗り越えられたのかは、先生は語らなかった。恐らくは、政敵などによる、意図的なものだったのだろう。

先生はのちに衆議院議員を長く勤めることになるが、最初の選挙は、惨憺たるものだったらしい。

モノの本によれば、選挙ポスターは、古新聞に赤インクで名前を書き、演説は弁士注意中止を連発され、運動員は警察に追い回され、目ぼしい運動員は、検束されるといった状態だったようだ。結果は、得票僅か一四六二票で、供託金は没収の憂き目をみたとある。

しかし、先生は屈することを知らなかった。

このような中で、宮城県議会議員を二期勤め、やがて昭和一二年、みごとに衆議院議員に当選するのである。このとき、党はローカル政党が統合した社会大衆党になっており、先生はその宮城県連合会の会長だった。弾圧の厳しい中で終戦まで二期当選というのは、立派というしかない。

終戦になって、日本社会党が結成されてから、先生は社会党の宮城県連合会長となり、衆議院議員として活躍された。当選六回、在職一五年七月に及ぶ。

この間の政治家としての経歴は、書き切れないから、割愛する。

このように政治に情熱をそそいだ先生だったが、弁護士の仕事も、ちゃんとやっていた。弁護士歴五年、仙台弁護士会会長、東北弁護士連合会会長、日本弁護士連合会副会長といった要職もきちんとこなした。

じつは、以上書いたことの多くは、資料による。何しろ先生は、大先輩すぎて私の知る先生の姿というのは、私が弁護士になってからのものが殆どと言っていい。そこで、私の見た菊地養之輔像を書いておこう。

先生はズングリ型であって、当時の人としてはかなりの巨体だった。冗談好きで、よく笑った。そして笑うとその楽しい雰囲気が、その身体から放散された。とてもその昔の闘士ぶりなど、想像も出来なといった人だった。晩年の先生は、好々爺だったのである。

人の面倒見もよかった。司法修習生だった私や友人など、先輩法曹の集まる席に誘って頂いたことなど、まことに有り難い思い出である。

文学に志を寄せた、青春の日々の夢も、先生には断ち難いものだったようだ。先生は終身、文学に意欲を見せていた。先生は俳句を愛し、多くの作品を残している俳人である。俳号は「一路」。

先生は各方面で、いろいろのいい仕事をし、人々に愛された。

勲二等瑞宝章を受け、仙台市名誉市民、名取市（旧玉浦村）名誉市民である。

木戸口久治先生と中大法曹

学会会副会長・
玉成会支部会員

安原 正之

「中大法曹」創立五〇周年記念特集号に中大法曹の発展に貢献された先輩の業績を掲載することになり、私はそのお一人として木戸口久治先生のプロフィールを紹介することになった。

手元に保存している既刊の「中大法曹」一六冊程を紐といて、木戸口久治先生ご自身の寄稿五点を読み返してみた。年代順で云うと、一九七七年四月刊行「中大法曹」第四号の先生の基本規定検討委員としての「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）検討委員会報告」、八一年五月刊行第六号の中大法曹幹事長としての「刊行のことば」、八三年五月刊行第八号の最高裁判所判事としての「一年を回顧して――裁判官の生活――」、九二年五月刊行第一三号の第一八代幹事長としての「中大法曹会四〇周年を回顧して・特に基本規定検討委員会に関連して」、九三年五月刊行第一四号の学校法人中央大学理事としての「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）改正問題について」である。

これらの寄稿は、木戸口久治先生が、多忙な弁護士業務、弁護士会務を遂行される傍ら、中大法曹会の幹事、常任幹事、幹事長として、或いは中央大学の評議員、理事として、或いは最高裁判所判事の立場で、それぞれの職責を懸命に尽されてこられた経過を如実に語られたものである。これらを通読すると、木戸口久治先生が、中大法曹創立以来、中大法曹会ひいては中央大学に如何に多くの業績を残され

て来たかが、自から明らかとなる。私はこれらの木戸口久治先生ご自身の寄稿の要旨を紹介することで、先生のプロフィールを明確にしたいと考えます。

木戸口久治先生は、昭和四九年四月中央大学基本規定検討委員に選任されて、谷村唯一郎先生ら一二名の法曹会出身委員の一人として審議に参画されることになったが、同年五月からは第一二代松井宣幹事長の下で中大法曹事務局長として法曹会の事務に専念されることとなり、昭和四九年七月大学問題特別委員会が中心となってとりまとめた法曹会意見書の実現の活動の先鋒的役割を担っておられた。

第四号「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）検討委員会報告」は、こうした先生の立場から書かれたもので、（一）総長と学長との関係に関する事項、（二）役員に関する事項、（三）評議員に関する事項等多項目につき、法曹会、教員、国会白門会、南甲倶楽部、学員体育会、白門婦人会、会計人会、職員の各グループの意向を集約し、報告しておられる。総長の存続・廃止の意見、理事定員を一五名以内に改め、職務上の理事に学部長、事務局長を加えることの可否、選任評議員の構成を教職員たる評議員とそれ以外の学員評議員と同数にすることの可否など、法曹会ら学員グループと教職員グループの対立する意見を如何に調整し、教学側と学員側との友好的雰囲気を持し対立関係を解消していくか、基本規定改正作業のかかえる課題を詳細に報告し、法曹会会員の理解を求めているものであります。

第六号「刊行のことば」では、中央大学が、その百年の大計として多摩校地に東洋一を誇る教学施設を建設し、春日町校地にも理工学部校舎を増改築して教学施設充実計画をほぼ完遂した時期に、昭和五年度・五六年度一八代幹事長に就任された木戸口久治先生は、大学が今後充実した教学施設を最大限

に活用して大学の使命である研究、教育内容を充実強化することを願う教学側に対し、その自覚と一大奮起を促しておられる。一方中大法曹会としては、従来から数次に亘り、大学に提言してきた中央大学の法学教育、等特別教育の充実を求め、「中央大学における法学教育の現状」と題する座談会を催し、大学当局から担当責任者の意見を聞き、法曹会側からの意見、希望を開陳する場を設けて法職等特別教育の実施についての隘路を克服し、「法科の中央」の伝統を守りぬく熱意を教学側と学生側に期待しておられる。また、記念事業の一環として駿河台に地下二階、地上一〇階程度の一〇〇周年会館を建設し、そのうち三階程度を法職等特別教育の場に、その一階程度を公認会計士等特別教育の場として確保し、他は大学の都心における拠点としての会議室、事務室、中央大学学会の本部、事務局、国際交流センターの本部、事務局、会議室等として使用することを提案し、この駿河台における法職特別教育は専門課程二ヶ年という学校教育法の修学年限を補完し、司法試験等受験に必要と思われる専門課程三年ないし四年の教育を施すことが期待され、他大学における法職特別教育、法学特別ゼミ、或いはいわゆる受験予備校における司法試験講座とは異なった高度にして一貫性ある特別教育の場としたい、そのため法人直属の機関とし、本学教員に限らず他大学の有名講師をも招待して教育内容の充実に努めまたその待遇についても特別の配慮を行なうことを今から研究すべきである旨提言しておられる。

第八号の最高裁判所判事として「一年を回顧して―裁判官の生活―」では、木戸口先生は第二東京弁護士会会長、日弁連副会長の任期終了間もない昭和五七年四月在野法曹出身の最高裁判所判事に任命されたが就任一年を経過した折の心境を次のように述べておられる。

私は裁判官としての経験もなく、また学問的業績もない。私にあるのはただ三五年に及ぶ弁護士としての経験のみである。しかし、考えてみれば、従来から最高裁判事には、裁判経験豊かな裁判官出身者、法務、檢察業務に堪能な檢察官出身者、法学の蘊奥^{うんのう}を極めた学者出身者及び法制実務に経験の深い学識経験者に、在野法曹として経験を積んだ弁護士出身者を配して任命し、最高裁が広く法曹各分野の意見を、裁判の上に公正に反映させようような構成を採ってきた経緯にかんがみると、弁護士経験というものが貴重な要素であることに思いついたり、その任務と責任の重大性を深く肝に銘じつつ、身の引きしまる思いでこれをお受けすることにした次第である。

最高裁に入って最も感じたことは、裁判官がすべて紳士で、礼儀正しく、親切なことであった。最高裁の機構や内部事情、殊に上告事件処理の方法について全く知識のない新任裁判官である私に対し、同じ小法廷の裁判官自ら、あるいは調査官、書記官などを通じて、実に懇切丁寧な指導、助言を受けた。

しかし、一方裁判官としての立場からは、他の前任裁判官と全く同等の待遇を受け、事件処理に当たっては互に自由闊達に自分の意見を述べる雰囲気があって、他の裁判官から何らかの制肘を受けるようなことは一切ない。そして特定の裁判長という制度はなく、主任事件の担当裁判官が、その事件の裁判長をとめる仕組みになっている。最高裁では下級審と異なり、判決理由を一つにまとめる必要はないので、多数意見に賛成できないときは反対意見を、多数意見を補足する必要があると思うとき

は補足意見を開陳することになる。

私は在野法曹出身であるから基本的人権擁護を根幹とした在野的感覚と、一般的社会常識に基づき、原判決や多数意見に疑問を呈し、あるいは反対意見を述べる場合が多い。そして審議の場で充分論議をつくし、正すべきところは正し、間違っているところは改めるが、なお納得のいかないところは反対意見として、あるいは補足意見として表明する。

審議の場においては、自分の意見が自由に、かつ闊達に開陳できることである。ここでは弁護士として、生きた社会を見て来たことが大いに役立つ。審議においては、先任裁判官も、キャリア裁判官出身の裁判官も、学者出身の裁判官も、全く対等な立場で、何の遠慮もなく発言する。互に白熱した論議をかわすのでストレスが一举に解消し、仕事への情熱も湧いてくる。私はこの審議における論議が自分の健康を支える重要な要素になっていると考えている。

ところで、わが中央大学においては、これまで谷村唯一郎、五鬼上堅盤、柏原語六、大塚喜一郎、塚本重頼の諸先生を最高裁に送っている。これらの諸先生は、その学殖においても、能力、識見においても真に最高裁判事にふさわしい方々であり、わが大学の声価を高めるに大いに貢献せられたことは、まことに敬服にたえない。

私も中大の出身者として、この先輩の遺された光輝ある伝統を受継ぐ機会に恵まれたことを大学人として喜ばしく思っている。この上は健康に留意し、ますます研鑽に励み、大学の名誉を汚さないよう最善の努力を傾けるとともに、来るべき本学出身の裁判官に、この伝統を引継ぎたいと念願してい

る。

と述べておられる。

まさに、木戸口久治先生の力量、弁護士出身の最高裁判所判事としての心意気、さらに中大出身の法曹としての愛校の精神の発露躍如たるものがあり、後進として畏敬の念を禁じ得ない。

第三号「中大法曹四〇周年を回顧して、特に基本規定検討委員会に関連して」では、木戸口久治先生の高等試験司法科試験合格から、中大学員会、中大法曹会との係り、基本規定検討委員会に対する思い入れなどについて、ご自身が要約紹介されておられるので、引用させていただきます。

一 私は昭和一六年に当時の高等試験司法科試験に合格し、翌一七年中大法学部を卒業して司法官試験に採用されたが、修習半ばにして召集を受け、昭和二年の復員まで約四年間を戦地で過ごした。昭和三年一月弁護士を登録してからは受験勉強時代にお世話になった玉成会研究室の恩顧に報いるため、屢々研究室を訪れ、勉学中の後輩会員の指導に当たったり、相談相手となった。

二 その後昭和三四年度玉成会研究室内の理事長（第五代）に選ばれ、また新生「中大法曹会」創立以来その幹事又は常任幹事として中大法曹会と共に歩んできた。昭和三六年七月から中大学員会協議員に選ばれたが、これを契機として昭和四五年五月から学研委員長に、同四六年五月から中央大学選任評議員に、同四八年五月から中大学員会幹事に、同五二年七月から同常任幹事に選ばれりと

いうように、当時多忙な弁護士業務と、弁護士会務の傍ら、だんだん中央大学、中大学員会、中大法曹会等の仕事に肩入れするようになった。

三 私 が最も中大法曹会の仕事に専念したのは、昭和四九年五月から、松井幹事長の下で事務局長を勤めたときからである。当時中央大学においては、基本規定の抜本的改正の検討を行っており、同委員会小委員会の要約した検討事項について、わが法曹会をはじめ、南甲倶楽部、学員体育会、国会白門会等の有力支部並びに教職員側に対し意見書の提出を求めてきた。その要旨は、①現行総長制を廃止するか否か、②各学部長及び事務局長を職務上の理事とするか、否か、③現行の評議員の定数を二〇〇名から一〇〇名に減員し、教学側評議員と学員側評議員とを同数にするか否か、ということが主たるものであった。法曹会においてはこれを大学問題特別委員会に附議し、連日討議検討を重ねた結果、昭和四九年七月、意見書を取りまとめ、大学の基本規定検討委員会に提出した。〔中大法曹〕第三号大学問題特別委員会報告書参照）さらに検討委員会の招請に応じ、同年七月一六日、聴聞会に出席して意見の要旨を詳細に説明した。その後、南甲倶楽部、学員体育会、国会白門会等からも法曹会と殆ど同趣旨の意見書が提出され、これに反対する教学側の意見と真向から対立した。私は法曹会の意見書を取りまとめ、検討委員会に提出する直前の昭和四九年四月に基本規定検討委員会委員に選任されたので、その後は検討委員会委員の一人として法曹会の掲出した意見書の趣旨を他の委員にも徹底させ、法曹会の意見が採択されることに努力した。

四 検討委員会に於ける聴聞会は昭和五一年一二月まで続けられたが、学員側と教学側との意見が対

立したままで意見の一致が見られなかったため、向江委員の提唱により、学員側と教学側よりそれぞれ七名宛の委員を選出し、懇談会形式で意見の調整を図ることとなり、私も法曹会を代表してその一人に加わった。懇談会は約一年にわたって続けられ、結局教学側が学員側の意見に歩み寄る形で妥協がはかられ、昭和五二年二月一三日までに、①総長制は存置する。しかし、原則として中央大学教授のなから選考する。②各学部長の職務上理事制は認めないが、各学部の推薦する教授一人を理事に選任する。事務局長の職務上理事制は認める。③評議員の定数は現行どおり二〇〇名とし、学員側と教学側との同数説は採らない。④総長の被選資格につき評議員会決議を以て「総長は原則として中央大学教授のなから選考するものとする」旨の附帯決議を行う、との結論に達し、これを本委員会に報告し、本委員会も懇談会報告の趣旨を踏襲した答申書を昭和五三年四月二十四日理事長宛に提出し、同年七月一六日の評議員会において現行基本規定が議決され、同年九月二七日文部省の認可により施行された。

五 この基本規定（寄附行為）改正作業は昭和四四年一月六日、当時の金子文六理事長の諮問に答えるため検討委員会が設立され、以来昭和五三年七月一六日の評議員会における議決まで約一〇年の歳月を費し、教学側と学員側の叡知を結集して行われたものであったが、根本的には教学側と学員側との認識の相違から、重要な事項について妥協を余儀なくされた。私はこの検討委員会の後半に至って委員の一人に加えられたのであったが法曹会の意見を代弁する形で大いに発言し、ほぼ法曹会の意見書の趣旨を貫いた。私にとって大変貴重な経験であったし、当時の学員側委員は現在殆

ど故人になられたので若干煩雑にわたるのをいとわず、書きとめておくことにした。

六 私はこの基本規定改正作業を終わった昭和五三年五月から中央大学理事に選任され、同五六年五月まで在任したが、まだ任期中中の昭和五五年五月から大西保幹事長の後を受けて法曹会幹事長に就任した。しかし私は大学理事としての業務もあった関係上、幹事長の職に専念することはできず、専ら大学の多摩校地移転後の駿河台の旧大学開館跡地に創立一〇〇周年の記念開館を建設し、その三階程度を法職等特別教育の場に、また、その一階程度を公認会計士等特別教育の場として確保すべく奔走した。法曹会の仕事としては大学より学長、常任理事、法学部長を招いて「中央大学における法学教育の現状と展望」のテーマで座談会を催したこと、大学及び学員会に対する推薦人事について執行部と充分打合せを行い、これを推進したほか、一般の議事、行事については副幹事長、事務局長らの執行部に一任し、格別取上げるような業績を残さなかったと記憶する。

第一四号の「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）改正問題について」は、木戸口久治先生が平成二年五月、二度目の中央大学理事に就任され、昭和四九年四月以来関与されて来られた中央大学基本規定検討委員会の殆どの委員が故人となられた平成五年一月の時点で、昭和四四年一月発足以来の基本規定検討委員会の経過と内容を中大法曹会員に伝えその精神が次の委員に引継がれることを願われて書かれたものであります。

その詳細は、第一六号を一読願うことにして、検討委員会で最大の論点となった総長制度は、改正前

の基本規定第四条二項に「総長は教学に関する事項を主催し」とあった部分を削除し、「総長はこの法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する」と改めて存置する改正が昭和五三年七月の評議員で可決され、同時に「総長は原則として中央大学教授の中から選考する」との附帯決議がなされて決着を見た。

しかし総長候補者の推薦は当時、教学側において学内の意思統一が円滑を欠いていた事情もあって、具体的候補者について一致した結論を得ることができず推移し、一二年余を沿た平成二年十一月教学側より総長候補者として既に学長に当選されていた高木友之助文学部教授が推薦され、総長選考委員会の議を経て理事会で選任され、学長を兼ねた総長が実現したことが述べられている。

ところが、平成三年五月の評議員会で、現行基本規定による総長の選任方法についての質問・提言、評議員の定数、選任方法、活性化等についての提言がなされた。これらを受けて理事会は平成三年一月理事会内に基本規定検討懇談会を設置し、当時の山本清二郎理事長より「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に関する問題を摘出、整理し、理事会として措置すべき方策について」具申を求める諮問があった。

木戸口久治先生はこの懇談会の座長として、平成四年一月二〇日より同年二月二六日まで一〇回の懇談会を開催し、同年二月二六日その具申書を山本理事長に提出した。（この具申書は平成五年一月各評議員にも送付されている。）

検討懇談会において摘出、整理された事項は①総長制度について、②理事、監事制度について、③評

議員会制度について、④研究所について、⑤収益事業について、⑥文部省の指摘事項についてと多岐にわたるが、懇談会の任務は、基本規定に内在する全ての問題点を洗い出し、検討委員会と同じように議論することまでは必要でなく、「基本的に取組むべき問題点を摘出し、それをどのように取り扱うべきかを審議し、理事会に報告することにあるとの認識のもとに、これらの問題について理事会として如何なる方策を講ずることが相当であるかの意見を具申するにとどめた。」と報告されている。

木戸口久治先生が再三に亘たり、中央大学基本規定検討委員会について寄稿しておられるのは、先生が昭和四九年以来同委員会委員として法曹会・学会のメンバーとして参画された長年の経験から、中央大学基本規定の持つ重要性について、肌身をもって実感されているからに外ならず、後進として先生のお気持ちを承継し、中大法学会、中央大学の発展につなげたいと願うものであります。

父 五鬼上堅磐

坂本 福子

父は、明治三〇年一月一日生まれ。いわば、戦前から戦時中に育った人間である。三重県出身であるが、三重と言っても和歌山に近い紀南の場所である。父の父は神主であった。元々、奈良の善鬼山と言うところで、代々の神主として過ごしてきたようである。この五鬼上と言う姓もそこから来ている。だから、今でもこの善鬼山の付近には「五鬼」と言う字が被さる姓が多いといわれる。五鬼次とか、五鬼下、等

父は、一人兄弟の長男、本来的には、代々の神主を継ぐのが正当なのであろうが、結局、父の父の代で、神主には終止符を打ったようである。おそらく神主という仕事では、生活が立っていかなかったのではなかったのではなからうか？この辺については、私は、誰からも説明を受けたことはない。私の推測である。しかし、父が、学校に通ったのは、小学校と最終的な中央大学だけである。しかも、中央大学は夜間であり、そして中退である。中央大学の通学中弁護士試験に受かったため、途中で大学を辞め、弁護士を開業したという。従って、小学校以後は、専検で全部通った来たと言うことである。この専検をとり、一六歳で代用教員となり、数年、小学校の教員をした。こうして数多い兄弟の長男として、家系を助けてきたようである。

その後東京に出、働きながら、中央大学に通い、弁護士試験を通ったのである。現在とは、社会状況が異なり、戦後に育った方達には、想像もつかない社会かもしれない。

私は、三番目の娘、七歳年上の兄と、五歳年上の姉を持つ。そして、一四歳年下の妹がいる。私は、家庭での父しか知らない。父は、家では、仕事の話をしない人であった。

父は、終戦まで弁護士であった。私が、終戦を迎えたのは、中学一年であった。戦争が激しくなるまで、父の事務所には、何度か連れて行って貰うことがあった。しかし、弁護士というのが、どんな仕事をしているのかと言うことは、全く解らなかった。母に言わせると、父は、本当に子煩悩だったという。戦争が激しくなるまでは、毎年夏には、母とともに、子供達を、避暑に連れて行ってくれた。

母は、結婚当初の生活の厳しさを言うことがあったが、少なくとも、家族ずれで、避暑に行くことは、今思うと、弁護士の仕事は、一応まあまあであったのであろう。

私は、子供のころは、所謂お転婆娘だった。そんな私を捕まえて、「この子は、女弁護士にする」とよく言っていた。私は、弁護士が、なんたるかも全く解らなかったし、弁護士という言葉が、気に入らなくて、そのたびに、「絶対に弁護士にはならない」と思った。当時としては、女性が、弁護士になるなどと言うことは、通常考えられぬことであつたであらう。女性は、結婚して、「いい家庭を作る」と言うのが、女性に対する教育であつた。だから、私も良く「大きくなったら、軍人さんのお嫁さんになる」と言ったものだ。当時の、職業としては、軍人が、社会的にもてはやされていたのだから……女性は、従順あれ、というのが、社会的常識であつたが、所謂お転婆娘の私に、父は、一言も怒ったことは

なかった。むしろ七歳年上の兄からは、「おまえは、嫁の貰い手がないぞ」などと言われたことは、思ひ出す。

今考えると、戦争時代の我が家は、家父長制の確立した家庭ではなかったのだろう。父は、酒好きだったし、私は、父の傍で酒のつまみを食べるのが嬉しかった。食事も、父が先、と言うことはなかった。戦後は、食べ物豊富になってきたところから、子供達をつれて、美味しい食べ物と言って、有名な、お寿司屋さん、お蕎麦屋さんなどに連れて行ってくれた。

戦後、法曹一元ということで、父は、弁護士から、司法省（当時）の秘書課長となった。秘書課長になるには、いきなりなれないと言うことで、大審院検事（現最高検検事）に名目だけになった。確か一週間ぐらいその名目であった。司法省の秘書課長を経、最高裁の事務次長、そして、事務総長となった。事務総長時代は長かったように思う。その後、名古屋高裁長官、大坂高裁長官を経、最高裁の裁判官となった。従って、最高裁の裁判官になるまでは、所謂裁判所の行政畑を歩いてきたのだ。

私が、弁護士になったのは、矢張り、父の影響があったともいえよう。幼い私に「この子は、弁護士に」と言ったのは、本気だったかどうか解らない。そんなことは、軽く聞き流していたが、父は、私が高校の時、酒の相手をさせながら、「女も経済力を持たなかったら惨めだよ」と言った。その時の言葉は、「お母さんを見て御覧、お父さんがもってくるお金で生活しているだろう。もってこなくなったらどうする？」この言葉は、人間が、自立して生きていくもの、ということを教え込まれた思いである。当時私は、日本女子大の付属高校に通っていた。何となく、働いて生きていこうとは思っていたが、も

う少し、専門的な仕事を、と考え出した。

日本女子大に通ったもののそのことが、心に残り、一年通って、二年目になるとき、中央大学が編入者を募集していたのに応募して、入学した。法律家として、歩むために、

おそらく、父は、自分で歩んできた、生活を支えるための経済力ということの必要性を感じていたのだろう。

その後私は弁護士になり、自由法曹団に加入し、父の考えとは、異なる道を歩んできた。しかし、親と子という通常の繋がりが、つき合いは、続いた。但し、お互いに仕事の話等は、しなかった。

父が、最高裁判官を辞めてから、毎日新聞で、「父と娘」という連載があった。この記事は、お互いに考えが違う父と娘の連載であった。父と私の記事の時、その最後で、「若い者は、若い者で、その信ずる道を行くことは、幸せだと思う」といつていた。

父は、食道癌で死んだが、「もうダメ」と解ってからの入院の時、苦しい声の下で、居合わせた私と私の夫に、「君たちのことは、安心していい」と言っていた。自分の生き方をしっかりと見つめて、それなりに生きて欲しいというのが、子供に対する、父の思いであつたろう。

亡父喜八郎を偲う

中央大学名誉教授・法学博士
日本学術会議会員・弁護士

高窪 利一

昭和三十七年春、軽井沢町信濃追分に小さな仕事小屋を建て、ハイヤーで年老いた父を招いた宴席で、「まあ、頑張れや」と喜んで微笑んだ翌三八年の元旦に、風邪から肺を病んで、父は逝った。享年九十一歳、小生が助教授になって四年目、処女作「手形法小切手法（法律学三〇講）」（文久書休）も公刊され、先行きに「安心して、眠りについたのであろう。その年の十一月に、生れ変りのように、長男統（ハジメ）（現中央大学理工学部助教授）が誕生したのも、不思議な縁ではある。

私は、亡父が五八歳の時、しかも庶子として出生し、後に、嫡男として、高窪家を継ぐこととなったのであって、亡父と日々起居を共にしたのは、府立一中入学から、太平洋戦争終結（私たちは「終戦」と呼んでいる）後にわたる大宮での生活、中央大学進学から結婚・独立にいたる間の神田駿河台旧法律評論社事務所における生活（その間十三年）に限られており、丁度小生の齡（七十一才）より以前の父については、余り知るところがなかった。そうかといって、亡父の若き日をよく知っておられた方々（花井卓蔵、岩田宙造、松本丞治、田中耕太郎、長谷川如是閑といった諸先生）はすでに世になく、私の手もとにある「高窪回想記」（米寿祝いの時に皆さんにお配りした簡単な自伝）と、亡父から伝え聞いたことが、唯一の手掛りである。

亡父は、明治六年八月十日、埼玉県蕨町で二代にわたって盛業を続けた裕福な薬問屋（住吉屋）の息子として生をうけたが、祖父宗吉が米相場にのめりこんで、亡父が五歳の時に倒産し、祖父母は離婚、東京蛸殻町で、貧しいが明るい生活を送ることになる（祖父の後妻に非常にかわいがられた）。小学校にも入らず、九歳の時に木挽町の薬屋に年季奉公しながら、新聞や借りた教科書で字を覚え、漢和辞典で新聞雑誌を読み、中学の算数教科書を買って自習し、得意先まわりの中で耳学問で見聞を広めた。何と、十三歳の時、在野法曹になろうと決意し、まず、「高等普通学会」（辰見小次郎氏主宰）の通信教育で、英・数・漢・地歴・理化・倫理・心理・論理入門・哲学階梯等教養を深め、英語も、同講座の自習書で力をつけたという。そして、亡父の人生に決定的契機を齎したのは、亡父十七歳の年の三月十一日に大日本帝国憲法（旧憲法）が發布されたことで、何とか亡父を盛り立て、蕨町に住吉屋薬店を再興しようと迫る曾ての七人の番頭衆（それぞれ東京で薬屋を開業しており、薬屋への年季奉公も彼等の世話であった）の説得を振り切り、憲法発布の当夜主家を出奔し、敢えて、法治国家における法曹を目指して、苦学生生活に入ってしまったのである。新聞売り子、ふき豆屋、宿屋の権助、そして、二十五菩薩踊りの興行の賄い（これも興行失敗で夜逃げ）と苦労を重ね、一度は、番頭七人衆の一人柴原薬店に若衆としての勤めを強いられたものの、十八歳になるや、再び主家を出奔、祖父と前妻の復縁を機に、蛸殻町米市場付近に小さな薬屋を開業して生活の安定を得るとともに、その二階の大広間で祖父が開いたやみの仲買取引の手伝いもして、そこでの体験が、後に東京帝大法学部から博士学位を得た論文「取引所法を論ず」の発想のもととなったという実懷は興味深い。

この頃から、亡父は、本郷の高等中学（後の一高）入学を目指して（当時は学歴を問わず実力があれば入学できたそうである）、独学を続ける。その間非常に影響を受けたのは、深川の「千英英語学校」の校長でアメリカ帰りの小関忠太郎氏であった。毎晩七時から二時間同氏の指導のもと、一年間に沿って、漢籍十八史略全巻、日本政記全巻を完読し、他に、日本外史、文章軌範を独修し、学問が面白くなってきたが、プラクティカル・イングリッシュには、かなり苦労したようである。しかし、スイントンの万国史や米国版の世界地理書などの通読を通して、楽しみながら学問をすることを覚え、西欧文化を学ぶことを決意したという。また、神田猿樂町の東京数学院で、クライブやヘイスティングなどの伝記、スマイルの自叙論など英語の勉学や、文章軌範、唐宋八家文の講義を聴き、また、その近くの私塾でも唐宋八家文全部と史記列伝を習うなど猛勉強している。どこの勉強でも、亡父のやり方は、予め充分に下調べをして、素読も、内容の講義もすべて自分で行ない、疑問点だけを正してもらうというやり方で、非常にスピーディーであった。こちらで質問しなければ、何も発言しない。昨今の学生は、以て範とすべきであろう。二十二歳となったが、再び家計がぐらつき、いたしかたなく、高崎郵便局員として、落着いて蓄財の生活に入った。

この辺からが、いかにも亡父らしいが、勤務の帰りに、古物商で和佛法律学校（現在の法政大学）の三年間の講義録約三十冊（二円）を五十銭にまけさせて、下宿にもち帰り、論理、法学通論、憲法、行政法、民法、商法、刑法、民刑訴等すべてを整理して綴り上げながら、「これで法律学が全部なら、大したことはない、一通り勉強してみて、そんなにむずかしくなかったら、上京して法律専門学校を卒業

し、代言人（今の弁護士）となり、一稼ぎして資金をつくってから学士取得を考えよう」と決めたのである。

その後、郵便書記補の試験に合格して下谷郵便電信局に勤務、生活の安定とともに、かねてから受験生の間で評判のよかった神田錦町の東京法学院（現在の中央大学法学部）を受験し、二十三歳で合格し入学した。郵便局勤めとかけもちで、隔日に五、六時間しか勉強の時間がなかったので、邦語法学科に入り、テリーの「コモン・ロー」ほか英書は独学で通読した。そして、こうした一日二時間の英書の独学を通して、亡父は、引用の事実を充分に覚えこみ、その上で、関係条文や判例学設を集め、要点を整理して、熟慮を重ね、自分の結論を決し、ノートに書きこむ（これを今の学生の多くはやっていない）という手法であった。

弁護士になってからは、大坂の大鐘弁護士に高給をもらっていそ弁となり、公私ともに大変お世話になり、愉快的な弁護士生活を送った。若い頃、もっともやりがいがあったのは、関西コークスの飯塚炭坑事件であったようだ。同社は、同炭坑の一部に賃先堀権をもっていたが、倒産によって鉱業権および設備一切が差押えられ、競売で、A氏が買収により、不当落札した。亡父は、九州に乗りこみ、玄洋社壮士（右翼）をバックとして開かれた債権者集会に乗込み、殺気にみちた集会で、A氏にも譲歩させ、債権者を主軸とする新会社をつくるということで和解して満場拍手、しかも、五千坪については、賃先堀権でなく、鉱業権の分割登記までやって、円満解決となった、という話はよく聞いたことがある。

やがて、旧友の白川弁護士と交代するかたちで、浅草左衛門町通りに黒塗門構えの堂にたる法律事務

所を構えたのが二十七歳の時であった。丁度、新民法・商法典の教育をうけ、その第一回の試験にうかつて世に出たので、世に歓迎され、収入も円滑となる。

その後、法律評論社を創立し、月刊「法律評論」を刊行し、一躍著名弁護士となるとともに、その頃から、学究（英法および独法）に重点を置くようになった。取扱った事件で、世に残っているのは、一つは、現在の地震特約のもととなった。「地震約款無効論」の争訟であった。関東大震災によって多大の損害をうけた契約者は、地震約款を根拠に、保険金の支払を拒否され、保険金の一割の見舞金の支払も出来ない保険金社が大部分であった。亡父は保険契約の公益性を理由として訴訟で地震約款の無効を主張したが、上告棄却となり、勝本正晃博士（団藤教授の義父）も失敗されたが、福井、仙台、…と大震災がおこる度に、地震特約（割増保険料）、全損条件の撤廃、填補限度額の近増（現在は、附保険額の五〇％まで）……と約款の度々の改正の端緒となったのである。当時は、所轄官廳の認許が専ら約款の正当性の根拠とされていたようであるが、約款内容の開示（ディスクロージャー）が全く不徹底であったことを信義則違反として争うべきだったのではないか（私見）。

今一つは、東京のエビスビルと大阪の朝日ビルの合併問題で、司法省が複雑な権利関係に難色を示したのを、英国会社法（キンドレー）の自由な合併事例を幾多引用して、省議を一変せしめ、合併登記をすませた。これが噂となって、鐘淵紡績の関連会社吸収合併でも、区裁判所の裁判官全員を納得させて合併登記をなしとげたという。

しかも、何といっても、亡父の偉業といえるのは、全国法律事務所で愛用された法律学説判例総覧

(全三七卷)の公刊であり、やがて博士学位を得、中央大学法学部教授として商法を担当するにいたり、商法学者として高名を挙げるにいたったのである。

振り返って亡父の生涯をみると、つねに一貫して進取の気性に富むとともに、自律と自由解釈を尊び、個人としては、極めて粹人^{すいじん}であった。幼少の頃からの新富座・千歳座・中村座などの立見(ツンボ)などから声色^{こわいろ}がうまくなり、後に、先代延寿太夫に清元を習って、賞嘆され、噂によると、延寿が風邪を引いた際、歌舞伎産の御簾^{みす}の中で代りに歌ったと聞いている。

亡父に先見の明があったと思うのは、前述回想記(四〇年前に公刊)の仲で、夙に世界の趨勢が、自由解釈にあり、裁判法の改革と裁判のスピード化が急務であること、国民の多数が賛同する解釈、手続の簡素化、調停仲裁制度の拡大、ドメスティックコートによる法律自治(例えばロンドン株式取引所の私設裁判所など)の発達、弁護士行政への進出など、正に、「司法改革」問題を提起していること、法的処理は最終の手段であり、社会生活の大部分は、条理・道德の慣習・感情によって動いていくことをよく主張していたこと(亡父著「社会生活の法則」参照)。など、一日現在の法曹が納得できる主張を公けにしていることである。殊に、前述した、自由合併の推進は、最近における商法の改正で、簡易合併、株式交換、株式譲渡など、きわめて選択肢の多い企業提携(組織変更)のパターンが認められ、商法が任意法規化してきている傾向の嚆矢としての意気込みを感じる。また、つねに、司法自治の促進、法より倫理を、と強調していた姿勢に、司法改革への強い要望や、昨今続発している行政や企業の不祥事(コンプライアンスの問題)を見通して、形式主義や概念法学を脱却して、生きた社会の生活法則や

倫理を確立すべきことを希求していた、生き生きとした気魄が感ぜられるのである。

研究者として五〇年、つねに実務や慣習の動きに眼を投じて、その流れの清濁を分ける研究に没頭した私自身の姿勢は、書画、歌唱等俗趣味の多いこととも併せて、あるいは、亡父のこうした生き方を継承しているのかもしれない。何れにしても、目を閉じると、八十五才にもなる亡父が、NHKの「come everybody」の英会話に熱中していたうしろ姿が、いまだに眼底をよぎるのである。

(二〇〇一年秋 脱稿)